

質問書に対する回答

件名)東関東自動車道 塔ヶ崎高架橋(鋼上部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1		本工事特記仕様書『8. 作業日及び作業期間に関する事項』において、交差道路上の吊足場作業(設置、解体)に伴う交差道路の交通規制に関する事項が記載されていないため、交差道路上の吊足場作業(設置・解体)時における、交差道路の規制形態(通行止め、片側交互通行など)と規制可能時間帯および回数などをご教示願います。	吊足場設置時については、桁架設時と同時の設置を想定しておりますので特記仕様書8-3に記載のとおりです。吊足場撤去時の交差道路の規制形態(通行止め、片側交互通行など)と規制可能時間帯および回数については、特記仕様書8-3、8-4を参照の上、貴社の施工計画に基づきお考えください。